

## 最低制限価格率の引き上げと入札方式の改訂

### 1 改正内容

「建設工事および建設工事に係る委託業務」に係る最低制限価格について、次のとおり改正を行います。

#### (1) 建設工事（解体工事を除く）

##### 【現 行】

最低制限価格は、設計金額の概ね90%

##### 【改 正】

- ① 最低制限基本価格を設計金額の92%とする。
- ② 最低制限価格は、最低制限基本価格（設計金額の92%）にランダム係数を乗じて算出する。
- ③ ランダム係数の範囲は、1.0000～1.0050とする。

#### (2) 解体工事

##### 【現 行】

最低制限価格は、設計金額の概ね75%

##### 【改 正】

契約規則第10条に規定する予定価格（設計金額）の3分の2を下らない範囲内で算定する。

#### (3) 建設工事に係る委託業務

##### 【現 行】

最低制限価格は、設計金額の概ね75%

##### 【改 正】

最低制限価格は、設計金額の80%とする。

### 2 適用時期

令和3年1月1日以降の入札から適用